

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会を除き、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第130条の規定により法第2条第1項の中小企業者とみなされる認定連携創業支援等事業（産競法第128条第2項に規定する認定連携創業支援等事業をいう。以下同じ。）を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「認定一般社団法人等」という。）を含む。）で、市内に事業所、営業所、店舗、工場等（以下「事業所等」という。）がある法人及び個人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会を除き、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第116条の規定により法第2条第1項の中小企業者とみなされる認定連携創業支援事業（産競法第114条第2項に規定する認定連携創業支援事業をいう。以下同じ。）を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「認定一般社団法人等」という。）を含む。）で、市内に事業所、営業所、店舗、工場等（以下「事業所等」という。）がある法人及び個人をいう。</p>

(2) 創業者 産競法第2条第29項各号に規定する者をいう。

(3)から(7)まで 略

(8) 創業支援資金 新たに事業を開始するために要し、又は開業後 **5年**未満である者の経営に要する資金をいう。

(9) 略
(申込要件)

第4条 略

2 略

3 創業支援資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 略

(2) 創業者であつて、新たに事業を開始しようとしているもの又は開業後 **5年**未満のものであること。

(2) 創業者 次のいずれかに該当する者で、市内に新たな事業を開始する具体的な計画を有するものをいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項各号に規定する者

イ 中小企業等経営強化法第2条第4項第1号又は第2号に規定する者

ウ 産競法第2条第23項各号に規定する者

(3)から(7)まで 略

(8) 創業支援資金 新たに事業を開始するために要し、又は開業後 **1年**未満である者の経営に要する資金をいう。

(9) 略
(申込要件)

第4条 略

2 略

3 創業支援資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 略

(2) 創業者であつて、新たに事業を開始しようとしているもの又は開業後 **1年**未満のものであること。

(3)及び(4) 略

4 略

(利子補給金の交付制限)

第8条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(1) 略

(2) 市民税若しくは法人市民税、固定資産税 **又は** 都市計画税を滞納しているとき。

(3)から(5)まで 略

(返還)

第11条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、貸付金の一括返済を命じ、及び利子補給金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(1) 略

(2) 市内で事業を営まなくなつたとき。

(3) 個人にあつては、市外に転出したとき。

(4) 略

別表 (第3条関係)

(3)及び(4) 略

(5) 第2条第2号アに該当する者にあつては、融資を受けようとする額以上の自己資金(借入金を除く。)を有していること。

4 略

(利子補給金の交付制限)

第8条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(1) 略

(2) 市民税若しくは法人市民税、固定資産税 **及び** 都市計画税を滞納しているとき。

(3)から(5)まで 略

(返還)

第11条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、貸付金の一括返済を命じ、及び利子補給金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(1) 略

(2) 略

別表 (第3条関係)

表 略

備考 認定一般社団法人等に対する貸付けは、1の項及び2の項に掲げる資金に限るものとし、当該認定一般社団法人等に対する貸付金額は、1中小企業者等当たりの貸付金額の欄に定める額の範囲内であつて、**認定連携創業支援等事業**の実施に必要な資金の額を上限とする。

表 略

備考 認定一般社団法人等に対する貸付けは、1の項及び2の項に掲げる資金に限るものとし、当該認定一般社団法人等に対する貸付金額は、1中小企業者等当たりの貸付金額の欄に定める額の範囲内であつて、**認定連携創業支援事業**の実施に必要な資金の額を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第8号及び第4条第3項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第8号及び第4条第3項第2号の規定は、令和4年4月1日以後の申込みに係る資金の融資から適用し、同日前の申込みに係る資金の融資については、なお従前の例による。